

会 議 議 事 録

1 会議名	令和8年度第1回長岡市入札監視委員会
2 開催日時	令和8年5月18日（月曜日） 午後1時30分から午後4時
3 開催場所	アオーレ長岡西棟3階 第1協働ルーム
4 出席者名	（委 員） 細貝委員長 山下副委員長 長谷川委員 村越委員 茂澤委員（五十音順） （事務局） 小熊財務部長 桜井工事検査監 契約検査課 佐藤課長 池嶋工事監理担当課長 大平課長補佐 清水係長 須佐主事 泉主事 米田主事
5 欠席者名	なし
6 議題	（1） 長岡市の入札・契約制度の運用状況について （2） 入札・契約案件の個別審査について （3） 最低制限価格同額入札案件について
7 審議結果の概要	（1） 長岡市の入札・契約制度の運用状況について 資料No.1について説明 （2） 入札・契約案件の個別審査について 資料No.2について説明 （3） 最低制限価格同額入札案件について 資料No.3について説明
8 審議の内容	

	6 議題 (1) 長岡市の入札・契約制度の運用状況について 〈質疑応答〉
委員	令和7年度上半期は、最低制限価格制度を変動型から国の基準に準じた固定型に変更する制度改正を行ったため、落札率等は良い方向に向かったという認識で良いか。
事務局	令和7年度上半期は変動型最低制限価格制度を主に実施していた。下限価格を90%から91%に引き上げたことから、落札率は他の市町村と同等になったため、狙っていた水準に達した。
委員	今後は状況を注視して効果を見定めるということでよいのか。
事務局	令和7年9月以降は固定型最低制限価格制度にし、国の基準に準じた算定式を用いているため、変動型最低制限価格制度の時のような下限価格の調整は必要なくなった。固定型に制度改正した効果について、今後も状況を注視していきたい。
委員	資料1に記載されている「入札における不調・打ち切り状況」で、「事務処理誤り等のため」はどういった内容か。また、そのあとどのようなにしているのかも併せて教えてほしい。
事務局	長岡市が示した条件に誤りがあったために、入札を中止し、再度入札をかけ直したものの。
委員	事務局サイドの誤りという認識で良いか。
事務局	そのとおりである。
委員	資料1に記載されている「入札における不調・打ち切り状況」で、「指名競争入札において入札に参加しようとする者が1者となったため」とあるが、この場合なぜ打ち切りとなるのか。
事務局	一般競争入札では広く条件を示して入札を行っているため1者応札でも有効としているが、指名競争入札では、指名していない業者が応札

	できる可能性があるため打ち切りとしている。有効入札者を残して業者を入れ替えて改めて入札にかけている。 (2) 入札・契約案件の個別審査について 資料No.2 「個別審査案件一覧」 案件抽出について 今回の入札監視委員会用に10件、工種や事業等の種類が分かれるように選別した。一般競争入札は、①は不落随契の実施、②は設計額が高額の案件を抽出。指名競争入札の⑦⑧については、不調案件のため、特別に選出。随意契約については、⑨が不調、⑩が県外業者のため、選出した。 個別審査案件① 1018570 文振工第2号 〈質疑応答〉 再入札後の協議に関して、(有)山岸電機商会在協議先とのことだが、最低制限価格未満だった(株)宮下電設の方が予定価格に近い。よって、(株)宮下電設と協議するべきだったのではないかと。 最低制限価格未満での応札は無効となる。1回目の入札で、(株)宮下電設は最低制限価格未満であったため、再入札候補に挙がらず、協議しなかったもの。 この工事は業者によって積算に差が出るような工事なのか。 この案件については判断が難しい。予定価格に近い金額で入札できれば業者は儲けが出るが、落札は難しい可能性が高まる。本当に落札したいのであれば、最低制限価格を狙ってくる。最低制限価格未満だと、不良の工事を招く可能性があるため無効としている。 最低制限価格を狙いすぎると業者は無効になる可能性があるため、その塩梅が難しいということか。 不落随契の協議相手には予定価格を伝えるのか。 こちらから予定価格は伝えない。見積書を提出してもらい、予定価格より高かった場合は、協議相手から下げられるところまで金額を言っ
委員	
委員	
事務局	
委員	
事務局	
委員	
委員	
事務局	

	てもらい、予定価格以下になった時に協議決定をする。
委員	再入札で、2 番目だった水村電機(株)とは協議しないのか。
事務局	再入札の結果、予定価格に最も近い額で応札した業者と協議することになっているため、1 番目の(有)山岸電機商会とのみ協議を行っている。
委員	最低制限価格未満の(株)宮下電設は、入札額が予定価格の 90.84%とのことだが、91%未満だったため下限価格未満ということで良いか。
事務局	固定型制度では下限価格は設けず、最低制限価格制度を既定の算定式を基に算出する。(株)宮下電設は算出した最低制限価格 2, 8 7 2 万円未満の額で入札したということになる。
委員	90.84%は、下限価格を 90%から 91%に引き上げた話と関わりがあるのか。
事務局	90%から 91%に下限価格を引き上げたというのは変動型最低制限価格制度の時のもの。変動型の時は、予定価格以下で下限価格以上の入札を有効入札として平均入札価格または中央値をとって最低制限価格を算出する方法だった。固定型は、下限率という考え方がなくなって、算定式を基に最低制限価格を算出している。 90.84%は予定価格に対する割合であり、下限価格の割合ではない。
委員	90.84%は予定価格に対する落札率の割合で参考に記載しているということでしょうか。
事務局	そのとおり。
委員	個別審査案件② 1018550 簡建浄第 2 号 〈質疑応答〉 J Vについて、3 社の条件と 2 社の条件があり、設計額が 6 億円以上だと 3 社による J V、3 億円以上 6 億円未満だと 2 社による J Vという認識で良いか。

事務局	そのとおりである。
委員	１０億円の工事を３億円以上６億円未満の工事として扱うということだったが、工場製品の価格の問題なのか。
事務局	今回の案件のように工場製品を仕入れて据え付ける場合は、工場製品の分は製品を作ったメーカーの利益となり、施工者の利益になるわけではないため、製品の部分を差し引いた金額の規模で参加要件のＪＶ数を判断している。
委員	工場製品の価格を差し引いた結果が３億円以上６億円未満ということでのいいのか。
事務局	そのとおり。
委員	「工事概要」にある工場製品について、長岡市として指定はしているのか。
事務局	この工事では指定していない。
委員	市内業者でこの工事が扱えない場合は、市外業者を認めるのか。それとも要件を変えるのか。
事務局	事前に市内業者が当該工事を扱えないと分かる場合は、市外業者を指定する。入札を行った後で取止めとなり、再度入札の場合に地域要件の拡大が必要な場合は、再設計を行ってから入札を行っている。
委員	工場製品について、設計段階の金額の積算は、長岡市のみならず入札参加業者でも分かるような一般的な金額を採用しているのか。
事務局	長岡市が当該工事のために積算した金額であるため、一般的な金額とは別である。
委員	工事費は変わらず、工場製品を業者が安く仕入れることができた場合、それによって応札額が最低制限価格未満になった時、入札は無効か。

事務局	応札額が最低制限価格未満になった時は、入札は無効となる。
委員	業者が積算した工場製品を除いた設計額が 6 億円以上になった場合に、J V の数に変更はあるのか。
事務局	変更しない。あくまでも長岡市が当初設計した工場製品を除いた配管等の工事の設計額で、J V の数も含めた入札の参加要件をあらかじめ指定している。
委員	この入札を行う場合、工場製品と工事費の合算額で入札を行うのか。それとも工事費のみで入札を行うのか。また、工場製品と工事費の割合について、確認するため調査等は入るのか。
事務局	工場製品と工事費の合算額で入札を行う。一般競争入札では、工場製品と工事費の割合については、工事費内訳書で確認し、市の積算と大きく乖離していないか確認してから落札決定を行っている。今のところ大きく乖離しているものは見受けられない。
委員	インフラの老朽化は深刻な問題となっている。長岡市では、こうした工事の入札をする際に、優先順位や基準はあるか。
事務局	客観的視点で、優先順位をつけて入札を行う。
	個別審査案件③ 1018545 建配更第 7 号 〈質疑応答〉
委員	13 社応札のうち、6 社が最低制限価格と同額なのは、工事費の積算が比較的容易な入札だったということか。
事務局	そのとおりである。
委員	2 本一抜けで(株)サンケンと同種工事で既に落札しているが、一抜けの場合、次の工事の積算がやりやすいといったことはあるのか。
事務局	2 本一抜けは似たような案件の工事について、一つの業者が独占するよりも、色々な業者が落札することで受注機会を確保することを目的

	に行っているものである。
委員	一抜けした業者以外、ほとんど最低制限価格付近の応札額であるが、 こうなった解釈をお聞きしたい。
事務局	今回は、比較的積算の推測が工事が容易な配水管の布設工事であり、 最低制限価格の計算式も市のホームページに掲載されているため、業 者としては、類推しやすいと考える。
委員	参加資格要件で、工事成績が含まれることはよくあるのか。
事務局	工種ごとに設定が違うが、一定額以上の工事については参加資格要件 に工事成績を指定している。
委員	工事成績で過去３年間の平均点が７５．０点未満の場合は、そもそもこ の入札には参加できないということで良いか。
事務局	そのとおりである。
委員	入札参加要件に「工事成績で過去３年間の平均点が７５．０点以上」で ある場合、７５．０点未満の業者は未来永劫参加できないのか。
事務局	工事成績の条件を付けている工事は、設計額が一定額以上の規模の大 きい工事のみである。それ以外の工事では工事成績の条件を付けてい ないため、そこで工事成績の点数を稼ぐことができ、工事成績も上がる ので、この要件を満たすことができるようになる。
	個別審査案件④ 1018524、1018573 7 継公処補中第１号 〈質疑応答〉
委員	再入札時に、初度の入札時より 1,300 万円ほど予定価格が高くなって いるが、入札条件等で変更があったのか。
事務局	１回目の入札結果を受けて、参加した業者の入札価格では不調になる ことが予想された。よって再入札の際は、難易度の高い作業の歩掛を 見直し、参考見積の最低値から平均値に設計額を変更するなど設計段 階から見直しを行った。このため、全体の予定価格が高くなった。

	個別審査案件⑤ 1018589 市新斎工第2号 〈質疑応答なし〉
委員	個別審査案件⑥ 1018559 7橋修補合第25号 〈質疑応答〉 土木の工事は、予定価格を試算しやすいという認識だったが、この工事では業者ごとに入札額が大きく離れている。なぜ、入札額にここまで差がでるのか。
事務局	今回の工事が、橋りょう修繕工事となっており、その他の土木工事より複雑で難易度が高い。過去の案件でも他の土木工事より一般競争入札で、参加業者が少ない傾向にある。今回の指名競争入札では、指名した業者の中でも積極的に最低制限価格付近で落札しようとする業者ばかりではないという分析である。
委員	説明の中で、(株)関川組のみ最低制限価格と同額での応札額だったため、(株)関川組に対して最低制限価格同額調査を行ったということだが、どのような調査をしたのか。
事務局	入札参加業者からは、開札前に工事費内訳書の提出をしてもらっている。市の設計書で非公開にしている歩掛について、どのように積算したのか(株)関川組にヒアリングを行った。ヒアリングの結果、自社の積算であることが確認できたため、落札となった。
委員	資料No.3「固定型最低制限価格制度導入に伴う同額（近似値）入札調査について」に基づいた調査でよかったか。
事務局	そのとおり。この案件については、前回説明させてもらった。
委員	個別審査案件⑦ 1018456、1018499、1018577 与地市工第2号 〈質疑応答〉 初度の入札で応札した(株)中村組が、入札打ち切り後、2回目の入札時も同額で応札している。これについて長岡市の見解を聞きたい。

事務局	1 回目の入札では、再入札時に(株)中村組のみ応札したため、開札前に取止めとなった結果、(株)中村組は自社が適正な価格だったかどうか判断が付かなかったと推察される。
委員	3 回目の入札について、指名業者に(株)中村組を残して指名したのか。
事務局	設計変更を行わない場合は応札業者を残して指名を組み替えるが、3 回目は新しい工事を加えて設計変更を行っているため、改めて業者を選定し直した。
委員	抽出理由にもあるが、なぜ辞退者が多い案件だったのか。
事務局	指名競争入札のため、辞退理由を記載した辞退届を出してもらっているが、技術者不足という辞退理由が多かった。
委員	広く指名業者を選び直して発注をしたため、3 回目で落札決定となったという理解でよいか。
事務局	初度入札から 2 か月程度経過しているため、タイミングの問題もあるかと思われる。
委員	3 回目の入札時に、予定価格が増額されているが、新しい工事を加えた新しい入札ということで良いか。
事務局	そのとおりである。
委員	3 回目は、1 回目に入った業者が再度指名されているがこの部分はどう説明するのか。
事務局	設計が変わった新しい工事として発注したものである。
	個別審査案件⑧ 1018552、1018588、1018600 教建第 6 号 〈質疑応答なし〉
	個別審査案件⑨ 1018543、1018558、1018582 7 橋修補第 2 4 号

	〈質疑応答〉
委員	この案件では、3回目の入札とはならず、2回目の入札後に随意契約としている。なぜ3回目の入札ではなく随意契約となるのか。
事務局	基本は入札事務では、再入札は2回までとしており、以後は随意契約とする運用としている。案件⑦⑧は金額等を見て設計変更を行った方がよいと判断し、3回目の入札を行うこととした。
委員	この案件は、2回目の結果と同額で随意契約を行ったということか。
事務局	随意契約では、業者から見積書を提出いただいている。見積書の金額が予定価格に達しなかった場合は、随契協議を行っている。今回は見積書提出の時点で予定価格以下であったため、協議することなく落札決定となっている。
委員	2回入札をして不調だった場合3回目を随意契約にするのは、予定価格との差が110%以内の場合だと思うが、予定価格との差の乖離が激しい場合は、設計変更して入札を行うのか。
事務局	⑦番は金額の差が激しく設計変更を行い、再度入札を行った。⑧番は1回目、2回目の有効入札者が違い、最低制限価格未満の業者も多かったため随意契約の相手方を決定しがたかったため設計変更を行った。
委員	再入札を行うかの判断は長岡市の裁量が大きいのか。もしくは基準等によるのか。
事務局	長岡市が判断する面もあり、ケースバイケースとなる。
委員	3回目の入札に至る際（随契か、再入札なのか）の長岡市の基本的な考え方を次回の入札監視委員会で教えてほしい。個人的には、1回目の入札結果は考慮する必要はなく、2回目に最低制限価格未満で無効になっている業者についても判断に含めるべきではないと思っている。個別の案件での判断ではなく、市の一定のルールを示してもらいたい。

事務局	承知した。
委員	個別審査案件⑩ 1018608 環事寿工第4号 〈質疑応答〉 随意契約で唯一の業者とは、日本国内でということか。
事務局	そのとおりである。
委員	唯一の業者が、予定価格超過していた場合は、設計変更等の対応となるのか。
事務局	設計変更等を行う場合もある。
委員	（3）最低制限価格同額入札案件について 〈質疑応答〉 資料No.2「個別審査案件」と資料No.3「最低制限価格同額（近似値）入札調査」の期間がずれてしまっていてわかりにくい。資料No.2と資料No.3の期間を合わせることはできるか。
事務局	資料No.3が資料No.2より直近のデータとなっている。資料No.3「最低制限価格同額（近似値）入札調査」については、より最新のデータを提供したいという意図である。また、次回の案件抽出の参考になるようにとの意図もある。
委員	期間を合わせることができないのであれば、「最低制限価格同額（近似値）入札調査」を行った案件については、調査結果を併せて提供いただくと理解がしやすいがいかか。
事務局	次回から、個別審査案件に最低制限価格同額（近似値）入札調査を行った案件が含まれていた場合は、改めて調査結果の資料も提示する。
委員	全体を通して （意見、質疑応答） 防水工事は、冬の時期に行うことが多いが、先回りして、早く工事の入札はできないのか。

事務局	発注課が依頼したタイミングで入札を行うため、難しい。
事務局	長岡市として、各課へ全体的に早く発注するよう促している。
9 会議資料	別添のとおり